

宇治市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年9月17日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和2年度の消防本部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

危険物規制事務手数料収入状況(予防課)

委託料支出状況(消防総務課、警防救急課、指揮指令課)

自動体外式除細動器(AED)賃借料支出状況(警防救急課)

工事請負費支出状況(消防総務課)

備品管理状況(消防本部・各消防署)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、消防本部における事務事業のうち、主として令和2年4月1日から令和3年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年5月6日から同年6月2日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年6月30日に市役所602会議室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 消防本部

- (1) 危険物規制事務手数料収入状況
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況
一部の契約に支出負担行為の遅れが見受けられた。
- (3) 自動体外式除細動器（A E D）賃借料支出状況
適正に処理されていた。
- (4) 工事請負費支出状況
適正に処理されていた。
- (5) 備品管理状況
適正に管理されていた。